

加古川市型下水道用鋳鉄製ふた

仕様書

令和3年9月1日

加古川市上下水道局

# 仕 様 書

## 1. 適用範囲

この仕様書は、加古川市上下水道局が使用する下水道用鋳鉄ふた及び転落防止装置について規定する。

## 2. 種類

ふたの種類は、表-1 のとおりとする。

表-1 ふたの種類

J S W A S 区分	種類	荷重区分	種 別
直接ふた	G-4 準拠	呼び 600	T-25、T-14 おすい・うすい・下水道・しゅうはい
防護ふた	G-3 準拠	呼び 300	T-25、T-14 おすい・うすい・下水道・しゅうはい

## 3. 製品構造・機能及び寸法

### 3-1. [呼び 600]

- (1) 製品の基本構造及び寸法は、(社)日本下水道協会 下水道用鋳鉄製マンホールふた J S W A S G-4 (以下「G-4」という。)に準ずる。
- (2) ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能及び同一製造業者においてふたの互換性を有すること。
- (3) 製品は、ふたと受枠とがちょう番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく 180 度転回及び 360 度旋回できること。  
また、ふたのちょう番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (4) ふたは、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図-①)を長穴形状の開閉器具用穴に挿入し、使用しない限り容易に開けられない構造であること。また、ふたの上部よりの雨水及び土砂の浸入が防止できるものであること。但し、うすいのふたについてはバール穴から雨水が流入可能な形状とすること。
- (5) 製品は、マンホール内の流体揚圧に対し、一定の高さまで浮上して圧力を開放し、また一定の圧力まではふたの開放を防止できること。
- (6) 受枠については、安全性確保と昇降を容易にするため、一体鋳造による手持ちがあり且つ、転落防止蓋の取付け取外しが可能であること。
- (7) 受枠については、必要に応じ、マンホール内の流体揚圧に対し耐揚圧性能を有するロック付き転落防止装置(G-4 付属書)の取付けが可能であること。
- (8) レベル調整装置は施工時のアンカーボルト締め過ぎによる受枠の変形防止及び道路勾配に対する微調整が可能な機能を有し、施工性、操作が簡単な構造であること。また、施工後において既設のアンカーボルト及び調整装置を使用した嵩上げが容易に行うことが可能であること。
- (9) 下水道用鋳鉄製マンホールふたの施工は調整部との耐久性を保持するため、無収縮性・高流動性・超早強性を有する調整部材を使用すること。
- (10) ふたの表面模様は、「つづじ」をデザインした添付図面(別紙-②)のとおりとし、ちょう番位置に製造業者のマークまたは略号を鋳出すること。尚、表面模様の高さは、T-25 は 6 mm 以上、T-14 は 4 mm 以上とする。
- (11) 受枠のアンカーボルトの個数については 12 個とする。

### 3-2. [呼び300(防護ふた)]

- (1) 製品の基本構造は、(社)日本下水道協会下水道用鉄製防護ふた J SWAS G-3 (以下「G-3」という。)に準ずる。
- (2) ふたと受枠の接触面は、全周にわたって勾配をつけ、双方がたつきのないように機械加工によって仕上げ、外部荷重に対し、がたつきを防止できる性能及びふたの互換性を有すること。
- (3) 製品は、ふたと受枠とがちょう番構造により連結され、ふたの取付け及び離脱が容易であると共に、ふたが受枠から逸脱することなく180度転回及び360度旋回できること。また、ふたのちょう番取付け部からの雨水及び土砂の流入を防止できること。
- (4) ふたは、閉蓋することで自動的に施錠する構造であり、勾配嵌合による食込みに対して本市指定の専用開閉器具(別図-①)を長穴形状の開閉器具用穴に挿入し、使用しない限り容易に開けられない構造であること。また、ふたの上部よりの雨水及び土砂の浸入が防止できるものであること。
- (5) ふたの表面模様は、「つつじ」をデザインした添付図面(別図-②)のとおりとし、ちょう番位置に製造業者のマークまたは略号を鋳出すること。尚、表面模様の高さは、T-25は6mm以上、T-14は4mm以上とする。
- (6) ふたは、沈下防止等の目的で台座と組合して使用する
- (7) 受枠のアンカーホルダーについては、6個とする。

### 4. 材質

G-4、G-3に準ずる。

ただし、転落防止装置の材質は、のJIS G 4303(ステンレス鋼棒)または、JIS G 4304(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)に規定するSUS304と同等以上のものとする。

### 5. 表示

製品には、製造業者の責任表示として、別図-③に示すようにふた裏面に、種類、呼びの記号、材質記号、製造業者のマークまたは略号、製造年(西暦下二桁)及び(社)日本下水道協会の認定標章表示を鋳出すること。

### 6. 塗装

G-4、G-3に準ずる。

### 7. 製品検査

当該仕様書に基づき製作された製品3組を準備し、その内1組によって行う。

試験項目としては、別表のとおりとし、出展根拠図書に明示する規定を満足しなければならない。

### 8. 材質検査

材質検査は、ふた及び受枠について行うものとする。

試験項目としては、別表のとおりとし、出展根拠図書に明示する規定を満足しなければならない。

転落防止装置の材質検査については、製造者の材質証明書の写しの提出をもって省略する。

### 9. 再検査

製品検査及び材質検査のいずれかにおいて規定値を満足しない場合は、その項目について再検査を行う。

再検査に使用する供試体は、Yブロックについては、予備に鋳造した中から2個を、製品については、残りの2組を、実体切出しについては、別に2個を準備する。ただし再検査項目については、2個又は2組共に合格しなければならない。

## 10. その他

- 10-1. 本仕様書の規定に基づく製造に関し、特許権、実用新案権、意匠権、商標権およびその他法令に基づき保護される第三者の権利の使用により問題が生じた場合は、当事者が全て解決するものとし、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 10-2. G-4、G-3、および(財)下水道新技術推進機構 次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアルの規格に変更があれば、その都度準用するものとする。
- 10-3. 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書の規定に関して生じた疑義については、本市の指示又は協議の上決定するものとする。

## 附則

- 1 本仕様書の実施は平成20年1月1日とする。

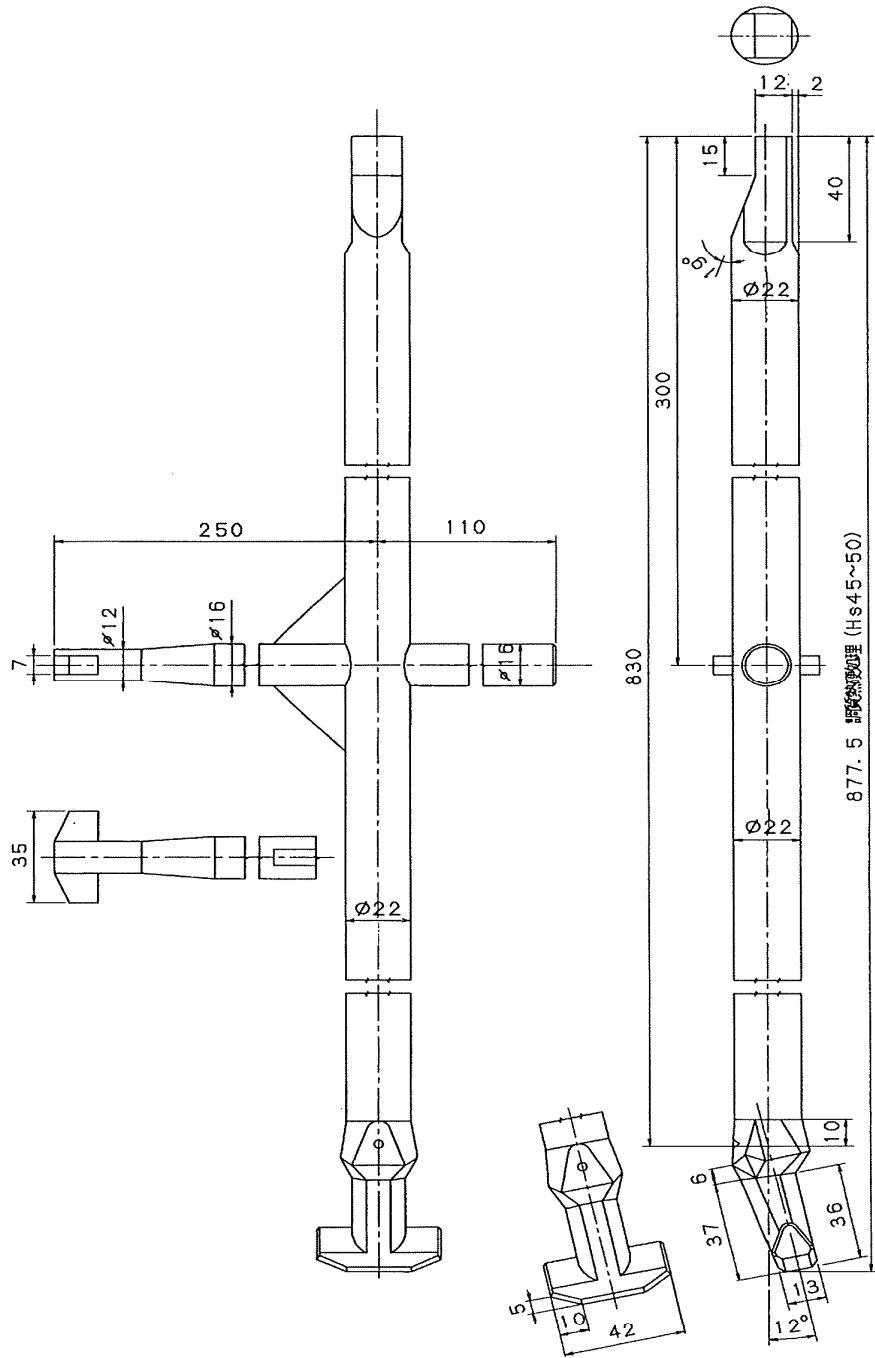
## 附則

- 1 本仕様書の実施は令和3年9月1日とする。

別図一①

## 專用開閉器具

(单位 mm)



別図一②

## ふたの表面模様

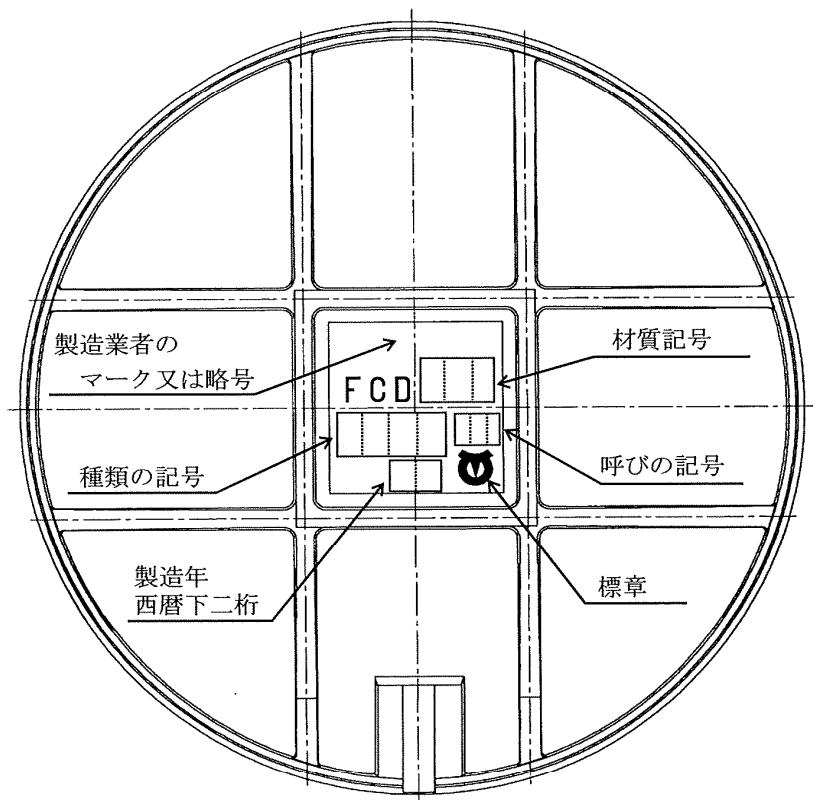
グ ラウンド マンホール呼び 600



バール穴
おすい、下水道、しゅうはい … 左右袋穴とする
うすい … 左右開放穴とする

別図一③

下水道協会標章及び種類の記号鋳出し配置図



注) 本要領図は鋳出し文字及び鋳出し配置関係を示すもので製品の形状を示すものではない